

各種事件の予納郵便切手一覧表(令和5年10月改訂)

松山地方裁判所本庁では、民事送達費用を下表のとおり郵便切手で納めていただいています。

また、**郵便切手に代えて、現金でも予納することができます。詳しくは窓口でお尋ねください。**

松山地方裁判所民事部

事件の種類	添付郵券※	合計額	備 考 (加算等)
第一審訴訟 通常 手形 行政 (非訟事件のうち) 所有者不明土地管理人選任申立事件	500円 × 8枚 100円 × 10枚 84円 × 4枚 50円 × 6枚 20円 × 12枚 10円 × 10枚 2円 × 12枚	6,000円	・当事者の数が1名増えるごとに、3,000円分(500円4枚, 100円8枚, 50円2枚, 20円4枚, 10円2枚)を追加する。 ・代理人が共通する場合の当事者の数は1名として計上する。
	現金納付の場合	5,000円	被告の数が1名増えるごとに、1,000円を加算する(※)。
控訴提起 上告提起	500円 × 8枚 100円 × 8枚 94円 × 10枚 84円 × 10枚 50円 × 6枚 10円 × 20枚 2円 × 10枚	7,100円	・当事者の数が1名増えるごとに、1,204円分(500円2枚, 100円1枚, 84円1枚, 10円2枚)を追加する。 ・代理人が共通する場合の当事者の数は1名として計上する。
	現金納付の場合	7,100円	相手方の数が1名増えるごとに、1,204円を加算する。
反訴提起 手形異議	500円 × 4枚 100円 × 6枚 84円 × 1枚 50円 × 2枚 20円 × 4枚 10円 × 3枚 2円 × 3枚	2,900円	・当事者の数が1名増えるごとに、1,450円分(500円2枚, 50円8枚, 10円5枚)を追加する。 ・代理人が共通する場合の当事者の数は1名として計上する。
	現金納付の場合	1,500円	相手方の数が1名増えるごとに、1,000円を加算する。
労働審判	500円 × 5枚 100円 × 11枚 84円 × 3枚 50円 × 4枚 20円 × 5枚 10円 × 4枚 2円 × 4枚	4,200円	・当事者の数が1名増えるごとに、左記の枚数を追加する。
	現金納付の場合	3,500円	相手方の数が1名増えるごとに、1,000円を加算する。
抗告提起 (対立構造がない事件)	500円 × 1枚 100円 × 5枚 84円 × 2枚 20円 × 5枚 10円 × 5枚 2円 × 10枚	1,338円	・当事者の数が1名増えるごとに、左記の枚数を追加する。 ・代理人が共通する場合の当事者の数は1名として計上する。
	抗告提起 (対立構造がある事件)	500円 × 2枚 100円 × 6枚 84円 × 4枚 20円 × 20枚 10円 × 10枚 2円 × 10枚	2,456円
配偶者暴力等保護命 令申立事件		500円 × 2枚 100円 × 10枚 84円 × 5枚 10円 × 20枚 2円 × 10枚	2,640円
	保全命令申立書		
不動産仮差押 不動産仮処分	500円 × 6枚 100円 × 5枚 20円 × 4枚 10円 × 1枚 2円 × 6枚	3,602円	・債権者に交付送達の場合は、1,204円分(500円2枚, 100円2枚, 2円2枚)を引く。 ・債務者の数が増えるごとに、1,204円分(500円2枚, 100円2枚, 2円2枚)を追加する。 ・登記所の数が増えるごとに、1,194円分(500円2枚, 100円1枚, 20円4枚, 10円1枚, 2円2枚)を追加する。
	債権仮差押	500円 × 7枚 100円 × 6枚 84円 × 1枚 20円 × 4枚 10円 × 3枚 2円 × 6枚	4,306円
仮処分(要審尋)		500円 × 8枚 100円 × 8枚 84円 × 4枚 20円 × 10枚 10円 × 10枚 2円 × 10枚 1円 × 10枚	5,466円

※所有権移転登記手続等当事者多数の事件で現金予納をされる場合は、予納額が多くなる場合がありますので事前に民事受付まで御相談ください。
本一覧表は、申し立て時の標準的な費用について定めたものであり、事案によっては追加で費用を予納いただく場合があります。